

土壌中のダイオキシン類に係る対策の基本的考え方（案）

土壌汚染は、一般に、蓄積性の汚染であることから、その対策は、汚染の未然防止体策と、すでに汚染された土壌の対策に分けられる。ダイオキシン類による土壌汚染対策についても、まずは現在汚染されていない土壌の汚染の未然防止体策として、ダイオキシン類の排出抑制対策が図られているところである。

すでにダイオキシン類に汚染された土壌の対策の基本的考え方については、既存の土壌汚染に係る対策の考え方から、次のように整理できる。

ダイオキシン類汚染土壌のリスク低減のための対策は、理想的には土壌中のダイオキシン類の分解除去を行うことが望ましいが、少なくとも、主な暴露経路について、汚染土壌と一般環境とを遮断すること、又は土壌中のダイオキシン類の拡散を防止することが必要である。

また、これらの対策を行うのに当たって、汚染土壌を除去した後対策を行う場合と、除去せず現場で何らかの対策を実施する場合とがある。

汚染土壌を除去する場合には、汚染土壌を掘削・除去後、適切に管理される封じ込めを行ったり、除去した土壌中のダイオキシン類の分解除去を行うことが必要である。なお、さらに場外に搬出する場合は、環境保全上適切な運搬・保管等を行う必要がある。

また、除去せず対策を実施する場合としては、暴露経路が直接摂取や飛散の場合には、

これを遮断することを目的として覆土や被覆植物の植栽、農作物を経由する摂取の場合には農作物の根の深さに相当する土壌の客土等を行うこと、などが考えられる。

ダイオキシン汚染土壌についてどのような対策を選択するかは、汚染の程度、曝露経路、技術の実現可能性などから判断していく必要がある。

また、ダイオキシン汚染土壌の対策を実施する場合に、どの程度の期間で達成すべきか（緊急性）については、汚染の程度や態様、土地改変の機会までの期間等から判断する必要がある。